

## 育児休業等取得割合の公表

学校法人 芦屋学園

育児・介護休業法の改正により、男性労働者の育児休業等の取得状況を年に  
1回公表することが義務付けられました。  
男性労働者の育児休業取得率は以下の通りです。

**対象期間**　：令和6年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

**男性の育児休業取得率**： 100.0%

※男性の育児休業等の取得割合は、公表前事業年度における  
「育児休業等をした男性労働者の数」÷「配偶者が出産した男性労働者の数」  
(小数点第2位以下は切り捨て)により算出しています。

※対象期間は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度  
(公表前事業年度)です。